

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに係る 個別協議の状況に関する確認事項

山口県
国土交通省

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、第2次勧告までに、具体案を得ることとされております。

このため、山口県と国土交通省双方において、

- ①一般国道及び一級河川の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること
- ②移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を山口県と協議すること

を前提に、一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに関する個別協議の現時点における状況について下記の通り確認いたします。

記

1. 道 路

（1）移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

①早期の移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
合計				

②一定期間後（整備後等）に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
合計				

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
国道188号	岩国市麻里布	下松市望町	74km	
国道190号	山口市江崎	山陽小野田市埴生	44km	
国道191号	下関市竹崎町	下関市豊北町	37km	
〃	長門市西深川	県境(萩市田万川町)	76km	
合計			231km	

《山口県意見》

将来の事業量の確保や財源措置、人員や資機材の確保、大規模災害時の対応など移譲に伴い必要となる基本的な事項については、国において適切に措置されることが大前提である。

加えて、全国的な高速ネットワークとして機能する山陰道や、事業中のバイパス等が国の責任において整備されること。

2. 河川

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの
該当なし

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの
佐波川水系

《山口県意見》

将来の事業量の確保や財源措置、人員や資機材の確保、大規模災害時の対応など移譲に伴い必要となる基本的な事項については、国において適切に措置されることが大前提である。

加えて、島地川ダム区間におけるヒ素浄化対策を国の責任において実施されること。

以上。